

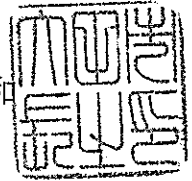
大田市公告 第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年7月15日

大田市長

楫野 弘和



- 1 道路の位置 島根県大田市大田町大田口363番5
- 2 道路の幅員 6.0メートル
- 3 道路の延長 49.030メートル
- 4 位置標示方法 側溝、境界ブロック、建築用空洞コンクリートブロック、  
鋳（プレート）
- 5 指定の年月日及び番号 令和3年7月15日 第2号

備考

別紙図面は、島根県県央県土整備事務所及び大田市役所建設部建築営繕課に備えて一般の縦覧に供する。